

新卒者の就職支援も ハローワークにお任せください

ハローワークでは、新卒者を対象とした求人も扱っています。企業や求人選択のほか、応募書類の作成、面接対策等のアドバイスも行います。ハローワークの窓口にご相談ください。

ハローワークは厚生労働省が運営する無料の職業紹介機関です。



問 合 先 ハローワーク糸魚川 ☎552-0333

子育て

もっと!アソビバ!

と き 2月24日(土)~27日(火)
9:30~15:30

と ころ ビーチホールまがたま

内 容 子どもの室内遊びの広場を開設します。

対 象 0歳から小学生までの子どもと保護者

参 加 費 無料

そ の 他 詳細は、ホームページをご確認ください。

問 合 先 NPO 法人すいみい
☎556-6424



通学路等の防犯パトロール員募集

子どもたちの通学等の安全を確保するため、ボランティアで防犯パトロールを行っていただく方を募集します。家の前での見守りも可能です。

パトロール時間 各学校の登下校時間帯

実施方法 学校区ごとに、パトロール員、学校とで調整のうえ実施します。

そ の 他 ジャンパー、帽子、証明書を支給します。

申 込 先 お住まいの地域の小・中学校

問 合 先 こども教育課 庶務係 ☎552-1511



健康・福祉

要介護認定者等の障害者控除

障害者手帳を持っていない方でも、要介護認定で条件に当てはまる方は、確定申告等で障害者控除の対象となります。申告の際は市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

対 象 次の全てに該当する方

- ①障害者手帳を持っていない方
- ②障害の程度が障害者と同程度として介護認定されている方
- ③令和5年12月31日時点(令和5年中に亡くなった方は死亡日時点)で65歳以上の方

障害者控除対象者認定書

福祉事務所または能生・青海事務所で申請できます。手数料は無料ですが、窓口で申請する方の身分証明書が必要です。マイナンバーカードによる「びったりサービス」でも申請いただけます。



問 合 先 福祉事務所 介護保険係 ☎552-1511

おむつ代の医療費控除

6か月以上寝たきりで、医師におむつの使用が必要であると判断された方のおむつ代は、確定申告等で医療費控除の対象となります。申告の際は、次の書類が必要です。

◆初めて控除を受ける方

- ・ おむつ代の領収書
 - ・ 医療機関が発行する「おむつ使用証明書」
- ※かかりつけ医療機関に申請してください。発行まで2~3週間程度かかることがあります。

◆控除を受けるのが2年目以降の方

- ・ おむつ代の領収書
 - ・ 市が発行する「おむつ使用確認書」
- ※福祉事務所または能生・青海事務所で申請できます。申請には手数料350円と、窓口で申請する方の身分証明書が必要です。

問 合 先 福祉事務所 介護保険係 ☎552-1511